**御前崎市経済変動対策貨付利子補給金制度概要**

**１ 概要**

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した市内中小企業者の経営安定

を図るため、「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」（以下「県貸付」）の制度により借り入れた資金に係る償還利子について、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

**２ 県貸付制度の利用条件等**

**(1) 融資対象者**県貸付制度要綱の別表のとおり

**(2) 資金使途**事業資金(設備資金及び運転資金)

**(3) 融資限度額**1企業につき、8,000 万円

**(4) 融資期間(据置期間)**10年以内(据置:設備3年以内、運転 2年以内)

**(5) 利子補給率**一律0.67％(普通保証、SN4号保証、SN5号保証、危機関連保証)

**(6) 償還方法**元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還

**(7) 信用保証及び保証料率**普通保証:年0. 28％～1.20％
SN4号保証、SN5号保証、危機関連保証:0.00%

**３ 市の利子補給制度の利用条件等**

1. **融資対象者**
2. 県貸付の制度による、貸付を受けたもの
3. 市内において1年以上継続して事業を営んでいる会社又は個人であること。
4. 市税等を完納していること。
5. 県の他市町で同様の制度により利子補給を受けていないこと。

**(2) 利子補給率 (市上乗せ分)**一律1.30％～1.40% (普通保証、SN4号保証、SN5号保証、危機関連保証)

**(3) 利子補給期間**３年以内（36か月）

**(4) 申請期間**１月から12月までに支払った償還利子について、**翌年1月4日から1月15日（休祝日を除く）までの期間に申請**

　　【参考】　県及び市の制度を利用した場合の基準金利

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 県制度貸付 | 普通保証 | SN4号保証 | SN5号保証 | 危機関連保証 |
| 基準金利 | 2.07％ | 1.97％ | 2.07％ | 1.97％ |
| 県補給率 | 0.67％ | 0.67％ | 0.67％ | 0.67％ |
| 市補給率 | 1.40％ | 1.30％ | 1.40％ | 1.30％ |
| 融資利率 | 3年間 | 0％ | 0％ | 0％ | 0％ |
| 4年以降 | 1.40％ | 1.30％ | 1.40％ | 1.30％ |

**４　申請の流れ**

【事業者】

補給金の交付を受けようとする事業者は、以下の書類を提出

① 御前崎市経済変動対策貸付利子補給金交付申請書（様式第1号）

② 貸付金利息支払証明書（様式第２号）

③ 融資決定を証明する書類の写し

④ 借受金融機関の発行する返済一覧の写し

⑤ 借受金融機関への返済がわかる書類の写し（通帳コピー等）
**※２年目以降の利子補給金の交付については、貸付金利息支払証明書のみ提出**

【 市 】審查
交付決定の通知（様式第３号）

【事業者】

利子補給金請求書の提出（様式第４号）

【 市 】
利子補給金の支払い

　　　※ 補給金の支払いは３月頃を予定

【事業者】

**５　申請書提出先**

　〒437-1692

　　御前崎市池新田5585　御前崎市商工観光課　商工係